

国民健康保険の広域化について

国民健康保険広域化の概要

持続可能な国民健康保険制度の構築のため、平成27年5月成立の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うことが法律上明記された。

- ・都道府県・・・都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。
 - ①給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ②将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
 - ③都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化 等
- ・市町村・・・市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う。

現在の状況

制度の詳細設計については、国の国保基盤強化協議会にて議論されており、また、兵庫県においては、国から詳細が明示されるまで待つのではなく、一部の市町の協力を得て、新制度の円滑な施行に向けた対応を協議・検討する場として国保連絡協議会を立ち上げ、検討を進めている。

現在のところ、国保連絡協議会においては、運営方針の骨子作成及び標準保険料率の算定方法について協議している段階である。

課題（懸案事項）

保険料(税)率については、都道府県が市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村が決定することとなっているが、提示される標準保険料率は3方式（所得+均等+平等割）を予定しており、本市では4方式（+資産割）で国保税の賦課を行っているため、その調整が必要となってくる。

その他、今後、広域化に係る具体的な事務のすり合わせ等により、より多くの課題が出てくると想定される。